

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国において地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方では地域主権改革の議論が進められており、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方公共団体が独自の工夫、努力により消費者行政を充実させることは当然であるが、消費者行政に対する地方公共団体の意識や体制には大きな格差があるのが現状である。

国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金等が存在するが、期間限定の支援に留まっており、相談窓口の体制強化等の継続的経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方公共団体が地域の実情に応じてスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、地方消費者行政充実のための継続的かつ実効ある支援を行うべきである。

よって、国におかれては、次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、使途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 消費生活相談窓口について一定の基準を示すとともに、都道府県と市町村が広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方公共団体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。
- 3 消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、財務大臣、総務大臣